

平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益財団法人原子力安全技術センター

目 次

1. 事業運営方針	1
2. 個別の事業計画	3
2. 1 放射線施設の検査等事業（公1）	3
2. 2 原子力安全対策事業（公2）	3
(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等	3
(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修	3
(3) 原子力安全の確保に関する相談等	4
(4) 原子力安全の確保に関する技術の普及	4
(5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等	4
2. 3 原子力防災対策事業（公3）	4
(1) 原子力防災に関する調査等	4
(2) 原子力防災に関する研修、訓練	4
(3) 原子力防災活動への参画	4
(4) 防災拠点の運営等	4
(5) 原子力防災に関する指導及び支援	5
2. 4 福島第一原子力発電所事故への対応（公2、3）	5
(1) 環境モニタリング	5
(2) 除染等	5
(3) 技術相談等	5
2. 5 運営の効率化と基盤の強化（公1、2、3）	5
3. 社会貢献への取り組み（公1、2、3）	6
(1) 自主調査研究等の展開、推進	6
(2) 国際連携の推進	6
(3) 当センターの取り組みに関する広報	6
(4) コンプライアンス活動の推進	6
(5) 地球環境負荷低減活動の推進	6

1. 事業運営方針

当センターは、放射線施設等の検査・確認、原子力安全に関する調査研究及び原子力防災に関する活動を継続的に実施してきており、平成30年度も引き続き公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、放射線施設等の検査・確認（公1）、原子力安全に関する調査研究（公2）及び原子力防災に関する活動（公3）を推進する。

福島第一原子力発電所事故から7年を経過した現在、事故後に停止していた原子力発電所の再稼働が順次始まり、これまで以上に原子力の安全確保や防災対策への取り組みが行われている。また、福島第一原子力発電所事故を起因とした環境中の放射線測定、放射線に関する理解促進等の要請は依然として多く、様々な顧客からの幅広いニーズへの対応が求められている。一方、国においては国際原子力機関の勧告等を踏まえ、国内の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、放射線障害防止法等の改正が進められている。当センターは、放射線に関する幅広い知見及び原子力防災に関する総合的な知見と実績を活かし、中立的な専門機関として、これらの要請に的確に対応する。

このような原子力安全を取り巻く社会情勢の変化に対し的確に応えるため、組織体制を見直し、組織能力の向上、幅広い事業展開を積極的に推進する。

また、業務を実施する上では、ISO マネジメントシステムを活用した継続的改善を図り、業務品質を更に向上させ、高い顧客満足を獲得する。

さらに、当センターは、社会から信頼される公益財団法人として、放射線安全及び原子力安全技術を携えた人材の育成を推進するなど、より一層の社会貢献を目指す。

上記のことを踏まえ、次の事項を事業運営の目標とする。

①顧客優先とコンプライアンス重視の更なる徹底（公1、2、3）

顧客の立場に立った業務品質の向上、情報セキュリティ対策及び環境負荷低減について、ISO マネジメントシステムを活用し、法的、社会的使命に対応する活動を推進する。平成30年度は、防災技術センター及び西日本事務所への情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証範囲拡大並びにいわき出張所のISO マネジメントシステムサイト追加の対応を行うとともに、社会からの信頼性確保を最優先とした業務の実施に取り組む。また、誠実な行動により社会に貢献することを目的とした「コンプライアンス憲章」を踏まえたコンプライアンス確保の一層の推進を図る。

②放射線施設の検査等事業の着実な推進（公1）

長期的な視野に立って専門的・技術的能力の維持と人材の育成・強化をより一層推進するとともに、業務の継続的改善による信頼性、透明性の確保を図る。また、公正及び公平を旨とし、顧客ニーズを的確に捉え、効率的な業務実施を更に推進する。

③講習・研修等人材育成業務の推進と調査研究等技術基盤の強化（公2、3）

原子力安全に関する専門機関として、各種学会、大学等と連携し、事故後の復興への支援を積極的に行うとともに、技術的基盤の強化を図る。

国民の安全・安心に寄与するために必要となる講習・研修、調査研究等を推進する。

④将来に向けた新規事業と中核事業の検討（公2、3）

当センターが持つ技術的能力を活用し、環境モニタリング関連業務の拡大、SPEEDI情報の提供、ラミセスの拡張及び西日本における防災研修業務の強化を図り、新たな中核事業創出に取り組む。

⑤組織運営のより一層の効率化と運営基盤の強化（公1、2、3）

ISOマネジメントシステムを活用し、信頼性の確保を行うとともに、事務所スペースの効率化やアウトソーシングの活用等を行い、業務を合理化し効率的な組織運営を行う。また、積極的な研修を通じ組織能力の向上を図るとともに、事業獲得、運営基盤の強化と組織競争力の向上等の課題に対し、組織横断的な改革プロジェクトにより対応を行う。さらに、第4期中期計画を作成し、事業遂行のための組織資源の効果的な活用を図る。

2. 個別の事業計画

当センターは、これまでに培ってきた信頼と実績及び中立的な立場を活かし、放射線施設の検査等事業、原子力安全対策事業及び原子力防災対策事業を実施し、社会に貢献する。

2. 1 放射線施設の検査等事業（公1）

放射線障害防止法に基づく以下の登録機関①～⑩の内、①から⑧については、改善活動を継続し、業務を着実に実施するとともに、⑨登録濃度確認機関（放射線障害防止法に基づきクリアランスレベルを超えていないことの確認）については準備を行い、また、新たな登録機関である⑩登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関については登録や業務開始の準備を行うことにより、国民生活に不可欠な放射線利用の基盤確保に寄与する。

さらに、料金の算定根拠公開等により登録機関として更なる信頼性、透明性、公正性、公平性の確保及び様々な顧客ニーズを的確に捉えた業務改善を進める。

- ① 登録認証機関
- ② 登録検査機関
- ③ 登録定期確認機関
- ④ 登録運搬方法確認機関
- ⑤ 登録運搬物確認機関
- ⑥ 登録試験機関
- ⑦ 登録資格講習機関
- ⑧ 登録定期講習機関
- ⑨ 登録濃度確認機関
- ⑩ 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関

2. 2 原子力安全対策事業（公2）

原子力安全対策の更なる充実のため、これまでの知見を活用し、国内外の技術や基準に関する調査研究等を実施することにより、原子力利用の基盤と国民の安全確保に寄与する。

(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等

原子力安全に関する調査研究等として、環境放射線モニタリングに関する調査、除染技術に関する業務等を積極的に実施する。

(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修

医療機関の関係者を対象とした放射線安全管理講習会、放射線業務従事者を対象とした放射線業務従事者等教育訓練講習会等を開催するとともに、関係機関と連携して放射線取扱主任者、安全管理担当者等を対象とする放射線安全管理講習会を全国主要都市において開催する。

(3) 原子力安全の確保に関する相談等

放射線安全管理の実務に対する教育訓練、原子力安全確保に関する技術的な相談への対応を行う。

(4) 原子力安全の確保に関する技術の普及

「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」等を引き続き頒布するとともに、技術資料の作成・頒布等の普及活動を行う。また、各種放射線測定器の確認校正の有効性のPRを強化し、顧客の潜在的なニーズへの対応を図る。

(5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等

原子力発電所の廃炉、放射性廃棄物の低減化等の原子力安全の確保に関する研究開発業務を行う。

2. 3 原子力防災対策事業（公3）

原子力防災対策の更なる充実を目的とした調査研究、研修、訓練等を実施することにより、万一の原子力災害から国民の安全を確保する。

(1) 原子力防災に関する調査等

顧客ニーズの変化に的確に対応し、原子力防災対策に関する調査等の業務を行う。

(2) 原子力防災に関する研修、訓練

原子力施設が立地又は隣接している地方公共団体等における原子力防災業務に従事する者に対して防災研修講座を開催する。また、国、地方公共団体における原子力防災体制の実効性を高めるため、原子力防災訓練等に参画する。

(3) 原子力防災活動への参画

ラミセス（モニタリング情報共有システム）やメネシス（避難等防護措置支援データベースシステム）の展開・維持管理、国のモニタリング情報共有システム維持管理への対応を行うとともに、地方公共団体が行う環境放射線監視の支援業務を行う。また、国や地方公共団体からの SPEEDI 情報の提供依頼については、的確かつ積極的に対応を図る。

(4) 防災拠点の運営等

青森県の地域防災計画に基づき「原子力防災研究プラザ」内の六ヶ所オフサイトセンターに係る維持、管理を行う。また、青森県内外の市町村、大学等に対する研修、訓練の提案等、地元に着し、地元ニーズに的確に応える活動の推進を図る。

(5) 原子力防災に関する指導及び支援

地方公共団体等からの依頼を受け、原子力防災に関する助言、技術的な相談への対応を行う。

2. 4 福島第一原子力発電所事故への対応（公2、3）

当センターの経験と原子力防災に関する知見を活かし、国、地方公共団体等からの各種要請に応じた活動を行う。

(1) 環境モニタリング

土壌の放射性物質の現状と変化傾向を把握するため、関係機関と連携し、放射性物質沈着量、空間線量の測定等を行う。

(2) 除染等

福島県内における除染事業の進捗状況及び除去土壌等の保管状況に関する調査結果の分析、取りまとめ等、環境回復への取り組みに参画する。

(3) 技術相談等

福島県内の復興関連事業者や広く一般からの相談に対応するとともに講習会を実施し、放射線測定等に関する技術的な質問等に適切に対応する。

2. 5 運営の効率化と基盤の強化（公1、2、3）

組織体制のスリム化を踏まえた業務の合理化、職員の能力向上、賛助会員制度の充実を図るなど組織能力の向上及び運営基盤の強化を継続的に実施するとともに、社会的な課題となっている「働き方改革」への対応として、3年計画で次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）取得を推進する。

また、品質、情報セキュリティマネジメントシステムを活用した信頼性向上、業務改善活動を更に推進し、顧客に対し効果的、効率的かつ質の高いサービスの提供に努める。

3. 社会貢献への取り組み（公1、2、3）

原子力安全の確保に関する業務を着実に実施し、次の取り組みを推進することで組織価値を高め、社会に貢献する。

（1）自主調査研究等の展開、推進

原子力安全に対する社会のニーズを的確に捉え、質の高いサービス提供の一層の充実を図る。このため、SPEEDIシステムの維持管理やラミセスの拡張等の調査研究、高いレベルの放射線管理技術者の人材育成等、当センターの持つ知見を活用し、後年度に繋がる業務に対する積極的な活動を推進する。

（2）国際連携の推進

情報交換協定を締結している韓国原子力安全技術院（KINS）との連携活動を継続する。また、諸外国の関係機関との技術交流を図り、当センターの技術の普及を推進する。

（3）当センターの取り組みに関する広報

要覧及びホームページ等により事業概要や成果等の紹介を行う。また、当センターの技術的な知見及び成果をとりまとめ、原子力安全に関連する機関に紹介する。

（4）コンプライアンス活動の推進

法的、社会的要請に的確に対応するため、職員研修等の更なる充実を図る。また、ISOマネジメントシステムや外部監査法人等を積極的に活用し、コンプライアンス確保のより一層の徹底を推進するとともに、障がい者雇用の促進を図る。

（5）地球環境負荷低減活動の推進

地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくため、環境マネジメントシステム（EMS）を活用し、資源の再利用及び廃棄物の削減を継続的に実施する。また、事業活動において、国民の放射線被ばく低減に係る活動や原子力安全技術を備えた人材の育成・強化等を積極的に推進し、地球環境汚染の防止に貢献する。

以 上